

公立こども園の 入 園 に 際 し て

大津市 幼保支援課
保育幼稚園課

大津市では、未来を担う子どもたちが豊かにたくましく成長することを願って、一人ひとりを大切に保育しています。家庭とこども園が連携し合って、かけがえのない子どもたちを育てていきたいと思えます。下記に入園に際し守って頂きたい事項等を記載していますので、ご協力をお願いいたします。

1. こども園について

こども園とは、教育及び保育を実施する学校かつ児童福祉施設です。

保育所機能に入園の園児の方については、保護者の退職などにより家庭で保育ができるようになった場合には、その時点で退園いただくことになります。このため、必要に応じ保護者の就労状況などを調査させていただきます。(給与明細書等の写しを提出して頂くこともありますので、明細書等は保管しておいてください。)

以下2～5の項目については、保育園部の方の内容になります。幼稚園部の方については、別紙を参照ください。

2. 保 育 時 間

延長保育時間を含む開園時間は、午前7時00分～午後7時00分（土曜日は午前7時30分～午後6時00分まで）です。

上記の開園時間のうち、保育の必要量が短時間認定の方は午前8時30分～午後4時30分まで、標準時間認定の方は午前7時00分～午後6時00分までの利用可能時間帯のうち、実際に保育を必要とする時間について保育を受けていただくことができます。入園の要件が就労の場合は、「送迎される保護者の勤務時間+通勤時間」が保育時間となりますが、就労以外の要件もありますので、個々のお子さまの保育時間については保育園と相談してください。

3. 延長保育の取扱いについて（担当課：保育幼稚園課）

- ① 延長保育の実施については、別紙のとおりです。
- ② 延長保育を年度途中から希望（変更）の場合、園に申し出て、原則前月20日までに手続きをしてください。

4. 休 園

- ① 日曜日、国民の祝日および休日、12月29日～1月3日
- ② 暴風警報、暴風雪警報および「大雨、暴風、大雪に関する特別警報」発令中
- ③ こども園の所在する地域を対象に、警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」が発令された場合
- ④ その他、急な事故や災害・重大な感染症等が発生した場合

5. 通 園

- ① お子さんの生活リズムを考え、午前9時20分までには登園してください。
- ② 送り迎えについては、必ず保護者の方が責任を持ってください。
(保護者の送迎を原則、お願い致します)
- ③ 送り迎えの人が代わる場合または送迎の時間が変わる場合は、必ず事前に園への連絡をお願いします。(事前に連絡の無い場合、保護者以外の方へはお子さんをお渡しできません。)
- ④ 送って来られたらお子さんを必ず職員に預けてください。

6. 連 絡

- ① 保護者の勤務先及び連絡先は、必ず正確に知らせてください。また、住所や勤務先を変更された場合、出張などにより通常の勤務先と異なる場合も、必ずお知らせください。(お子さんにかかる急用連絡の際に重要となります。)
- ② 休む場合は、当日の9時20分までに必ず連絡してください。欠席の連絡がない場合は、園から連絡をさせていただきます。
- ③ 園からの文書、掲示、HOICTの「お知らせ」等に必ず目を通していただきご理解、ご協力をお願いします。
- ④ 緊急連絡は、HOICTの「お知らせ」やおたより、掲示板等でお知らせします。
(ア) 行事中止・延期連絡 (イ) 警報発令等によるお迎え要請連絡 (ウ) その他必要な場合
HOICTの「お知らせ」の登録をお願いします。

7. 保 健

- ① 規則正しく生活し、お子さんの健康管理に気をつけてください。
 - ・登園前、身体に異常が見られた場合は医療機関を受診し、治療が必要な場合は休ませてください。
 - ・病気の治療を受けた後、急速に症状が消失しても、お子さんの様子を観察し、体力が回復してから登園してください。
- ② 保育中、発熱、急病など異常が生じた場合は、緊急連絡先（勤務先等）に連絡をさせていただきます。

- ③ 感染症の場合
- (ア) 感染症と診断された時は、ただちに園へ連絡してください。(同居家族の感染症罹患についてもお知らせください。)
 - (イ) 他の子どもに感染する心配がなくなるまで登園はできません。登園する場合は、医師による意見書が必要です。(詳細は別表「学校において予防すべき感染症および出席停止期間の基準」を確認してください。)
- ④ 原則として、投薬はしていません。
- ⑤ 計画的に予防接種を受け、受けた場合は必ず園へ連絡してください。
- ⑥ 心臓疾患、アレルギー疾患など、医師の指示により健康上配慮が必要な場合は、必ず園へ連絡してください。診断書やアレルギー疾患生活管理指導表をいただく場合があります。
- ⑦ 市が行っている乳幼児健診を受けてください。健診を受けられたことを、必ず園へ連絡ください。乳幼児健診には、10か月児・1歳9か月児・2歳6か月児・3歳6か月児健診があります。

8. 給食(担当課: 幼保支援課)

- ① 主食・副食・おやつを園で賄います。
- ② 3歳以上児については主食・副食・おやつに係る費用を徴収します。
- ③ 毎月の献立表をHOICTで配信します。家庭での食事の参考にしてください。
- ④ お子さんに食物アレルギーの疑いがある場合、また、すでに食物アレルギーと診断されて家庭において食物除去されている場合、こども園ではアレルギー疾患生活管理指導表に基づき対応していきます。(詳細は、別紙「食物アレルギー症状のある乳幼児への給食の対応について」に記載)尚、アレルギー疾患生活管理指導表は、1年に1回以上、医師の診断、確認後にご提出をお願いします。
- ⑤ 主食は、米飯を提供します。
- ⑥ 宗教上の理由や特別な事情により喫食できない特定の食物がある場合は、こども園に相談ください。

9. 保育料及び給食費徴収(担当課: 保育幼稚園課)

0～2歳児の保育料及び3歳以上児(2号認定児)の給食費は、毎月末に指定預金(貯金)口座から引き落とさせていただきます。※口座振替のお手続きをされない場合は、納付書払となります。1号認定児の給食費は、園で徴収します。

10. 個人持ち教材について

4・5歳児の保育教材のうち個人で使用する物については、個人で準備をお願いします。(はさみ、パス等)

11. 苦情等解決について

こども園では保護者からの苦情等に対して適切に対応するため、「天津市幼保連携型認定こども園苦情等解決実施要領」に基づき、円満な解決に努めます。なお、苦情等の解決に客観性・公平性を確保するとともに、苦情等申出人に対する適切な支援を行うために、こども園に第三者委員を置いています。必要に応じて、直接申し出いただいても結構です。

- ・苦情等受付担当者・・・こども園代表保育士・保育主任
- ・苦情等対応責任者・・・こども園園長
- ・苦情等解決調整者・・・幼保支援課長
- ・第三者委員・・・こども園毎に人選しています。こども園において、第三者委員を掲示をしていますので、ご覧ください。

12. 保護者とともに

お子さんの最善の利益を守るため、保護者との連携、協力を大事にしていきます。日々のお子さんの様子や保育の意図などは、送迎時の連絡や通信、懇談、行事など、様々な機会を設けてお知らせします。また、子育てや家庭の状況などについて相談したいこと等があれば気軽にお声かけください。

13. その他

①と②については、保育園部の内容となります。

- ① 土曜日は、お仕事がお休み、または午後からお休みの場合は、家庭での保育にご協力ください。
- ② 年度末年度始めの3日間及び夏季(お盆頃)3日間は、お仕事がお休みの場合は、家庭での保育にご協力をお願いいたします。日程等詳細は、改めてお知らせいたします。
- ③ 何かお問い合わせ等がありましたら、園または、幼保支援課(Tel.528-2806)へご連絡ください。
- ④ 入所及び保育料、延長保育料に関することは保育幼稚園課(Tel.528-2746)へご連絡ください。
- ⑤ 幼稚園部の一時預かり事業については、幼保支援課(Tel.528-2806)へご連絡ください。